未登記家屋(新規登録・変更・抹消)申告書

申告日 年 月 \exists 大治町長 殿 新所有者 氏 名 (生年月日) (法人の場合は法人名及び代表者氏名) (※本人又は法人の代表者が自署。) TEL (※共有で所有の場合は、持分・連名にて記入。) フリガナ 旧所有者 氏 名 (生年月日) (法人の場合は法人名及び代表者氏名) [TEL (※本人又は法人の代表者が自署。相続の場合は自署不要) (※共有で所有の場合は、持分・連名にて記入。) 未登記家屋の表示 所在地 海部郡大治町大字 字 床面積(m²) 種類 構造 建築年月日 1階 1階以外 計 年 月 日 年 月 日 変更年月日 年 月 日(※相続の場合、旧所有者との続柄:) 変 更 事 由 : 相続 ・ 売買 ・ 贈与 ・ 新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 取壊し ・ その他() 添付書類(コピー可) ※以下の添付書類の提出が困難な場合は、税務課固定資産税係へご相談ください。 □遺産分割協議書 相 売 □売買契約書又は売渡証書等の売買を証明する書類 鮹 □贈与契約書又は贈与証明書等の贈与を証明する書類 新築など □家屋の図面(平面図、立面図、矩計図、仕上表等) □基礎工事部分の写真 □完了届、請求書又は取壊し完了を証明する書類 壊 □所有者移転の事実を証明する契約書等 以上のとおり、固定資産税に係る未登記家屋の所有者を申告します。 なお、当該未登記家屋に関して万一紛争が起きた場合は、当事者双方にて解決します。 注意事項 ・この申告書は、未登記家屋に限り申告をいただくもので、固定資産税の課税に必要な所有者を 認定するための書面です。 ・申告を受けて、未登記家屋は評価対象となります。 ・登記された場合は、登記上の所有者が納税義務者となります。 ・申告した年の翌年度から新所有者の課税対象となります。 問合せ先

大治町役場 総務部 税務課 固定資産税係 052-444-2711(代表)

○文書処理簿 ○現地確認 ○台帳修正 ○入力 ○処理確認

職員確認欄